

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年5月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所第二庁舎 301会議室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

- 報告事項
- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 3号 農地潰廃通報について
 - 報第 4号 作付変更届について
 - 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 洋 一 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	小池 秀 一 委員
笹岡 大 介 委員	高山 弘 則 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
廣川 久 一 委員	松岡 博 一 委員
松下 正 樹 委員	矢代 誠 一 委員
山谷 秀 昭 委員	吉田 精 一 委員
吉田 昇 委員	渡辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 係長	上林 裕 則
経営基盤係 主任	長谷川 義 隆
経営基盤係 一般任用 主事	味田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

これより会議に入ります。

最初に、議事録署名委員につきましてですが、今までどおり私から任命をしたいと思いますので、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

私のほうから指名をいたします。

2番、山屋和徳委員、18番、田邊敦子委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定14件、面積4万9,403.22平米であります。

それでは、戻りまして1ページの22番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

22番、23番の2件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

22番は、長沢地内の農地4筆、3,566平米。

23番は、下須頃地内の農地1筆、1,021平米。

以上2件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

24番から6ページの35番までの12件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年間利用権設定をするものであります。

それでは、24番から順に御説明いたします。

24番は、上保内地内の農地2筆、1,860平米。

25番は、上保内地内の農地3筆、805平米。

2ページをお願いします。

26番は、上保内地内の農地4筆、1,826平米。

27番は、上保内地内の農地2筆、1,999平米。

28番は、上保内地内の農地6筆、4,120平米。

29番は、上保内地内の農地3筆、2,035平米。

30番は、上保内地内の農地6筆、4,748平米。

31番は、5ページまで続きますが、上保内地内の農地51筆、1万6,586.31平米。

32番は、上保内地内の農地4筆、2,649平米。

33番は、上保内地内の農地2筆、1,996平米。

34番は、上保内地内の農地7筆、3,301.91平米。

6ページをお願いします。

35番は、名下地内の農地1筆、2,890平米。

以上12件は、新潟県農林公社が新規に5年間利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第1調査部会長は、栞原代理の隣に着席を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

それでは、今年度より第1調査部会長をすることになりました9番、農業委員の佐藤です。至らぬところがたくさんあると思いますが、よろしく願います。

それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、栞原会長代理出席の下会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時26分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定14件、面積4万9,403.22平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の2件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする12件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

9ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定3件、面積4万4,816.22平米、利用権移転2件、面積4,188.30平米、合計では5件、面積4万9,004.52平米であります。

7ページにお戻りをいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、上保内地内の農地50筆、1万9,173.40平米。

2番は、上保内地内の農地40筆、2万2,752.82平米。

3番は、名下地内の農地1筆、2,890平米。

以上3件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして御説明いたします。

4番は、令和元年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の上保内地内の農地5筆、1,697.30平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

5番は、令和元年10月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の上保内地内の農地4筆、2,491平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

以上2件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転をしたいとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定3件、利用権移転2件、合計件数5件、面積4万9,004.52平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきま

しては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申します。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

10ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積824平米であります。

1番は、桜木町地内の農地1筆、381平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条ものづくり学校西側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の8番で農地法第5条の許可申請がなされております。

2番は、上野原地内の農地1筆、443平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、中小企業大学校三条校西側280メートル付近で、住宅棟が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の9番で農地法第5条の申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長(9番佐藤秀樹委員)

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積824平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

11ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積2,214平米であります。

3番は、東裏館三丁目地内の農地2筆、2,000平米を集合住宅3棟、駐輪場2棟及び駐車場40台の用地として利用したいものです。場所につきましては、裏館小学校北側280メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、島川原地内の農地1筆、214平米を既存宅地等294.01平米と一体利用し、住宅、車庫、物置の各1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場西側340メートル付近で、住宅棟が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長(9番佐藤秀樹委員)

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積2,214平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

13ページを御覧願います。今月の申請は10件で、合計面積5,019.75平米であります。

12ページをお願いします。

8番、9番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の1番、2番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

10番は、三貫地新田地内の農地2筆、1,993平米を売買により取得し、駐車場75台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条金物卸センター内シマト工業株式会社本社北側隣接地で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、中新地内の農地1筆、115.66平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として許可の日から令和3年6月30日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、三条土地改良区事務所北側310メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は、西大崎二丁目地内の農地1筆、64.32平米を使用貸借権の設定によりサンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として許可の日から令和3年7月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、三条大崎郵便局西側420メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

13番は、上保内地内の農地1筆、228平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、JR信越本線保内駅東側170メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、袋地内の農地1筆、257平米を売買により取得し、既存宅地等2,998.62平米と

一体利用し、資材置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、JR信越本線東光寺駅東側900メートル付近で、住宅棟が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15番は、新保地内の農地2筆、1,109平米を売買により取得し、倉庫1棟、資材置場及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条高校西側400メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16番は、大島地内の農地1筆397平米を売買により取得し、車庫1棟及び駐車場14台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大島中学校南側、市道を挟んだ隣接地で住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

17番は、大谷地地内の農地1筆、31.77平米を使用貸借権の設定によりサンワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事資材置場、作業場の用地として許可の日から令和3年6月30日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、いい湯らていから五十嵐川の上流1.8キロ付近で、農振農用地区域内の農地であります。工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

以上で説明は終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数10件、面積5,019.75平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

田邊委員。

18番（田邊敦子委員）

これまでにサンワコムシスエンジニアリングさんが携帯基地局の資材置場ということで譲受人になるパターンが何回かあったかと思うんですけども、一時転用、1年間後の

返却時にトラブルとかなかったのかどうか、そういう事例があれば共有していただきたいのと、今後携帯基地局に関するサンワコムシスエンジニアリングさんの運営がどういう状況なのか、ちょっと伺いたと思います。

事務局（阿部事務局長）

これまで5条申請でサンワコムシスエンジニアリングさんから一時転用の関係でトラブル等の連絡、報告は聞いておりませんし、今後も引き続き続くと見込んでおるところでございます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第1調査部会長は自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』御説明いたします。

農業委員会事務の情報公表につきましては、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページで公表してきたところでございます。また、改正農業委員会法により、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況及びその他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ、公表することとしておりますので、よろしく願います。

それでは、説明に入らせていただきます。別冊になっております議第6号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を御覧をいただきたいと思えます。

おはぐりをいただきまして、1ページを御覧願います。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。令和3年3月31日現在の農業委員会の状況でございますが、記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてで

ございます。

1の「現状と課題」でございますが、令和2年3月現在で農地面積は6,938ヘクタール、これまでの集積面積が4,121ヘクタール、集積率が59.4%であります。

2の「令和2年度の目標及び実績」ですが、令和2年度末の集積面積4,121ヘクタールに新規集積50ヘクタールを見込み、集積目標を4,171ヘクタールとしておりましたが、実績は新規集積が41ヘクタールで、全体として集積面積は4,162ヘクタール、達成状況は99.8%となりました。

3の「目標の達成に向けた活動」については、活動実績として農地中間管理事業の活用や農地情報の共有化などを行ったところでございます。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほど説明しました2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

3ページをお願いします。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。令和2年度は、参入目標を1経営体とし、参入促進を図るため、就農候補者を確保することとして市農林課が県内で開催された「新規就農・就労チャレンジフェア」に参加しましたが、就農候補者の確保に至らなかったものであります。

4ページをお願いします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

1の「現状及び課題」の令和2年3月現在の遊休農地面積は0.5ヘクタールとなっております。

2の「令和2年度の目標及び実績」につきましては、解消目標0.5ヘクタールに対して、実績はゼロヘクタールで、達成状況もゼロ%となっております。

3の「2の目標の達成に向けた活動」につきましては、昨年7月と10月に実施しました農地パトロールの状況を記載しております。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほど説明いたしました2及び3の実績に基づき記載しておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

5ページをお願いします。「Ⅴ 違反転用への適切な対応」でございますが、違反転用はゼロヘクタールでありました。

6ページをお願いします。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が53件、うち許可が53件で、不許可はありませんでした。

2の「農地転用に関する事務」は、1年間の処理件数145件、そのうち145件が許可で、不許可はありませんでした。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は35法人で、全法人から報告書の提出を受けました。

4の「情報の提供等」につきましては、賃借料情報の調査・提供が調査対象賃貸借件数677件で、公表につきましては令和3年3月に行いました。次の農地の権利移動等の状況把握は、調査対象権利移動等件数600件であり、取りまとめは令和3年3月に行いました。次の「農地台帳の整備」につきましては、全農地面積は6,938ヘクタールで、これを

対象に毎月総会終了後更新をしております。

8ページをお願いします。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でありますが、「農地利用最適化等に関する事務」、「農地法等によりその権限に属された事務」、ともに意見等はございませんでした。

次の「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」でありますが、冒頭申し上げましたとおり、ホームページで公表しておりますので、その旨を記載しております。

次ページをお願いします。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）で

「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、令和2年度の点検・評価の内容と同じで

10ページをお願いします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、6,926ヘクタールのうち4,162ヘクタールがこれまで集積されておりますが、令和3年度は新たに50ヘクタールを担い手へ利用集積したいという目標を立てておりますので、

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、法人雇用や親元就農はここには含めないということですので、新規の参入者はゼロとなっておりますが、農林課では生計に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体を育成するため、引き続き就農候補者を確保する事業を推進し、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進を図ることとし、1経営体の参入を目標としております。

続きまして、11ページをお願いします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」につきましては、現状として6,926ヘクタールのうち0.5ヘクタールの遊休農地がありますが、令和3年度の目標はあくまでも目標として、この0.5ヘクタールを解消するということを目指して設定をさせていただきました。また、解消に向けた活動につきましては、例年と同様に農地パトロールを7月と10月に実施し、それらを踏まえ、農地の利用意向調査を実施したいと考えております。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」につきましては、農地パトロールを実施していただくことで違反転用の防止に努めたいというものでございます。

説明は以上でございます。

「議第6号」につきまして御承認をいただければ、ホームページで公表する予定でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。御意見ございませんか。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、原案のとおり承認することとし、ホームページで公表することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

(別添報告書により説明)

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思います。

岡崎委員。

11番（岡崎洋一委員）

報第3号の中で1平米なのですけれども、合計で5平米ぐらいになるのか、潰廃通報というのがありますけれども、これはいわゆる農業者が農業用施設200平米未満を造る場合に転用許可は要りませんよという通報というふうに解釈をしているのですけれども、この楽天モバイルですか、これは例外規定か何かに該当するのでしょうか。

事務局（阿部事務局長）

通信事業者も例外規定の対象になっておりますので、許可案件のときには報告になります。

11番（岡崎洋一委員）

所有者が潰廃通報を提出するというのではなくて、相対する第三者が契約上潰廃通報をすることはできるということなんでしょうか。

事務局（阿部事務局長）

はい、そのとおりです。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。6月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時半開会を予定しております。会場につきましては、中央公民館となりますので、お間違えのないよう御注意願います。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 2 番）

議事録署名委員（ 1 8 番）
